

シリーズ
防災安全
No.11

住宅用火災警報器の設置はお済みですか？

平成23年6月1日から、今お住まいの住宅にも住宅用火災警報器の設置が義務となります。(新築住宅は平成18年6月1日から義務化されています。)住宅用火災警報器は、戸建住宅、店舗併用の住宅部分、マンションやアパートなど共同住宅など、すべての住宅が設置対象です。

なぜ住宅用火災警報器が必要なの？

全国での火災による死者の内、「逃げ遅れ」というケースが非常に多く、中でも「発見が遅れ、気付いた時には火煙が回りすでに逃げ道がなかったと思われるもの」が最も多くなっています。住宅用火災警報器を設置することで、火災をいち早く発見し、被害を軽減することができます。

住宅用火災警報器とは？

火災による煙や熱を感知し、火災の発生を警報音(ブザー)や音声で知らせるものです。警報器の種類は大きく分けると「煙式」と「熱式」の2種類があり、また、電源(電池、家庭用AC電源)や警報方式(単独型、連動型)などで分かれています。

どこに設置するの？

寝室(子ども部屋などを含む)と、寝室が2階などの場合は階段に設置が必要となります。取り付ける位置は、天井設置型については壁や梁から60cm以上離し、壁設置型は天井から15~50cm以内の位置に取り付けます。

台所やその他居室はできる限り警報器の設置をお願いします。

また、警報器を設置する必要がない階でも、寝室として使用しない部屋(床面積が7㎡以上)が5つ以上ある階は、その階の廊下に設置が必要となります。

ご注意ください！！

消防署員が訪問販売することはありません。

住宅用火災警報器は電気店やホームセンターなどで容易に購入できるもので、通常1個(電源=電池式電池寿命約10年)¥5,000円前後です。

個人でも容易に設置することができますが、設置を依頼する場合は、事前に見積もりを取り、工事内容をしっかり確認してください。



NSマーク(日本消防検定協会鑑定合格品)の付いた火災警報器は、国の定める法令規格に適合しています。マークの有無を確認して購入しましょう。

万が一に備え、期限までに住宅用火災警報器を設置しましょう！

~ みつけよう ぼくとわたしにできる自助 ~

シリーズ
包括支援
No.9



こんにちは 八百津町地域包括支援センターです

シリーズ 介護予防～お口の中をケアしましょう 口腔機能向上～



口腔機能とは、「そしゃく(咀嚼・かみくだく)えんげ(嚥下・飲み込む)、発音、唾液の分泌」に始まり、人間の社会生活に必要な「食べる」「話す」ことに密接に関係しています。

口は私たちが生きていく中で非常に大きな役割を果たしています。口腔機能が低下すると、食事が食べられなくなり、栄養が偏り、体を動かすだけの十分なエネルギーが作られず、筋力や免疫力、身体機能が低下して病気にかかりやすくなります。

口腔機能を低下させないために、良く噛んで楽しく食事を摂り、話をするように心がけましょう。さらに、口腔内を清潔に保ち、定期的な歯科受診で自分の口腔環境を知ることも大切です。

口の健康は、体の健康に直接影響するため、日頃から気を付けておく必要があります。

4月の予定

- 11日(月) 高齢者のための「こころの相談」(事前に予約が必要です) 午後からこころの専門家の精神保健福祉士が、個別に対応し秘密は厳守します。例えば・・・眠れない・何もしたくない・食欲がない・忘れることが多くなった等々ご相談ください。

先日読んだ本に、有酸素運動が認知症予防になると書いてありました。身近な有酸素運動としては、ウォーキングがあります。2月に開催された認知症予防講演会でも、ウォーキングが認知症予防に効果的であることを、講師の先生が話をされていました。運動することで、脳の細胞が活性化されるそうです。そろそろ気候も良くなってきました。みなさんもウォーキングを始められてはいかがでしょうか。

社会福祉士(佐藤)

問い合わせ 地域包括支援センター ☎43-3267または☎43-2111(内線2566・2567)